

愛郷ぐんまプロジェクト第5弾～宿泊キャンペーン～

「高崎市愛郷ぐんま協力券」取扱要領

1 高崎市愛郷ぐんま協力券の発行について

群馬県による、新型コロナウイルス感染症の経済対策の一環として実施する愛郷ぐんまプロジェクト第5弾～宿泊キャンペーン～に協力するため、高崎市愛郷ぐんま協力券事業実施要綱に基づき、高崎市愛郷ぐんま協力券の発行を行います。

2 高崎市愛郷ぐんま協力券について

- (1) 名称 愛郷ぐんまプロジェクト第5弾～宿泊キャンペーン～高崎市愛郷ぐんま協力券
(以下「協力券」という)
- (2) 発行者 高崎市
- (3) 対象者 愛郷ぐんまプロジェクトを利用し市内登録宿泊施設に宿泊した者
- (4) 発行金額 1人1泊につき2,000円
- (5) 配布期間 令和4年5月9日(月)宿泊分から令和4年9月30日(金)宿泊分まで
- (6) 使用期限 発行日から3日間(発行日を含む)
- (7) 配付方法 宿泊施設でチェックイン時に配付

3 取り扱いにおける厳守事項

- (1) 物品の販売又はサービスの提供等の取引で利用できます。
- (2) 協力券を現金化することはできません。
- (3) 額面に満たない場合の釣銭は出ません。
- (4) 使用期限を過ぎた協力券は受け取らないでください(発行日から3日間を過ぎたもの)。
- (5) 紛失及び盗難に対し、高崎市はその責を負いません。

4 協力券の利用対象にならないもの

- (1) 宿泊料金
- (2) 不動産及び金融商品
- (3) タバコ
- (4) 有価証券及び商品券、ビール券、図書券、旅行券、切手、切符、印紙、プリペイドカード等、換金性の高い商品
- (5) 風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国や地方公共団体への支払い(税金、電気・ガス・水道料金等の公共料金)
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- (9) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

5 取扱店の参加資格

高崎市内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の(1)から(6)に該当する事業者を除いたもので、高崎市内の店舗等に限り協力券を使用できるものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号(以下「風営法」という。))第2条第1項第1号から第5号までに掲げる営業で、同法第3条第1項の許可を受けていないもの。
- (2) 風営法第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」。
- (3) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者。
- (4) 上記[4協力券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取扱う事業者。
- (5) 高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当していないこと。
- (6) その他、協力券発行目的から市長が取扱店として不適当と判断した事業者。

6 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、高崎市ホームページ(本要領が掲載されているホームページ)から取扱店ポスターをダウンロードし、利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ協力券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止プログラムがない等、偽造された協力券と判別できる場合は、協力券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに高崎市観光課まで報告してください。
- (3) 協力券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を速やかに記入し、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 上記(2)から(3)の場合など、協力券の取扱に疑義が生じた場合を除き、取扱店に指定された事業者は、取引において協力券の受け取りを拒むことのないようにしてください。
- (5) 協力券の交換及び売買は行なわないでください。利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の

- 取引に使用された協力券のみ換金可能です。
- (6) 取扱店自らの事業上の取引（商品の仕入れ等）に使用しないでください。
 - (7) 利用者から受け取った協力券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。
 - (8) 群馬県暴力団排除条例及び高崎市暴力団排除条例を遵守してください。

7 取扱店となるための手順について

取扱店になるためには、下記の手順となります。

- (1) 高崎市ホームページから取扱店ポスターをダウンロードして、店頭に掲示してください。
- (2) 掲示後、取扱店申込書を高崎市観光課までFAX又はEメールで提出してください。
(FAX: 027-325-4879 Mail: kankou@city.takasaki.gunma.jp)
- (3) 提出後、換金時に必要となる「取扱店証明証」、「口座振替依頼書」を送付いたします。

8 換金について

- (1) 換金額
市は、協力券が使用された場合は、事業者に対し、その額面の金額に相当する金銭を支払います。
- (2) 換金方法
取扱店は、高崎市ホームページ内に掲載されている高崎市内の取次金融機関において、使用済券、口座振替依頼書、取扱店証明証と取次金融機関の通帳を持参のうえ、換金してください。
- (3) 換金に必要なもの
 - ①使用済券
 - ②口座振替依頼書
 - ③取扱店証明証
 - ④通帳(取次金融機関の口座)
- (4) 換金期間
令和4年10月14日(金)まで

9 取扱店の取消等

この「取扱要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害が発生した際は損害金を請求する場合があります。

10 その他留意事項

- (1) 取扱店においては、国や県が推奨する新型コロナウイルス感染防止対策を行ってください。
- (2) この「取扱要領」に記載されていない事項は、高崎市観光課高崎市愛郷ぐんま協力券担当へお問い合わせください(TEL: 027-321-1257)。